

中部学院大学研究紀要投稿規程

(目的)

第1条 この規程は、中部学院大学（中部学院大学大学院を含む）及び中部学院大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究紀要の投稿に関する事項を定めるものとする。

(投稿資格)

第2条 投稿論文を投稿できる者（以下「投稿者」という。）は、本学の専任教員（特任教員を含む）、非常勤教員、人間福祉学研究科（大学院）に在籍する学生並びに事務職員とする。ただし、共著の場合、投稿しようとする著者は、著者全員の同意を得、共著者全員が署名した「同意確認書」を添付すること。共著者は研究に貢献した者とし、研究の協力者は共著者とせず、謝辞の中に記載することが望ましい。

(論文の種類)

第3条 投稿原稿は研究論文、研究ノート、調査報告及び実践報告に区分する。

- (1) 研究論文は、独創的な研究で、新しい知見を理論的に示しているものとする。
- (2) 研究ノートは、研究論文としての完成度に達していないが、中間報告としての価値のあるものとする。
- (3) 調査報告は、調査の結果を報告するものとする。
- (4) 実践報告は、実践の結果を報告するものとする。

2 前項に定める区分は、投稿者の申し出に基づき研究紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が決定する。

(原稿の仕様)

第4条 原稿の仕様は、中部学院大学研究紀要執筆要領に定めるものとする。

(投稿手続き)

第5条 研究紀要の投稿を希望する者は、あらかじめ所定の様式にて委員会に投稿申込を行わねばならない。

(投稿論文の審査)

第6条 投稿論文の掲載の可否は、委員会によって決定する。審査は本学教員もしくは、外部の専門研究者による複数の査読の結果に基づくものとする。

2 委員会は必要に応じて査読結果に基づいて執筆者に訂正を求めることができる。

(二重投稿の禁止)

第7条 前2条に関わらず、他の学術雑誌等に既に掲載された、もしくは投稿中のものは受け付けない。

2 投稿論文の掲載の決定後に、二重投稿が判明した場合には、掲載を取り消すものとする。

(原稿の提出)

第8条 原稿の提出は電子データ（Word形式）を提出する。

(抜刷)

第9条 抜刷の印刷は20部までを無料とし、これを超える部数は投稿者の負担とする。

(著作権及び電子化による公開)

第10条 本誌に掲載された著作物の著作権は執筆者に属する。

2 投稿者は、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部機関リポジトリに本誌に掲載された著作物を電子化し、情報通信ネットワークにおいて全文を公開することを許諾したものとみなす。

(引用に伴う著作権・肖像権等)

第11条 他者の著作物等からの引用に伴う著作権(公衆送信権を含む)・肖像権等については、執筆者の責任において利用許諾を得るものとする。

(投稿論文の扱い)

第12条 投稿論文の審査結果に不服がある場合には、文書にて委員会に申し立てることができる。

(規程の改廃)

第13条 本規程は、大学評議会で改廃する。

附 則 [2014年7月8日 大学評議会]

この要項は、2014年7月8日より施行する。

附 則 [2015年4月14日 大学評議会]

この要項は、2015年4月14日から施行する。

附 則 [2017年1月17日 大学評議会]

この要項は、2017年1月17日から施行する。

附 則 [2018年1月16日 大学評議会]

この規程は、2018年1月16日から施行する。

附 則 [2019年7月9日 大学評議会]

この規程は、2019年7月9日から施行する。

附 則 [2021年3月9日 大学評議会]

この規程は、2021年3月9日から施行する。